

北海道再犯防止推進計画の概要

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

- ・全国の刑法犯検挙人員に占める再犯者率は、平成18年の 38.8%から 48.8% (令和元年) に上昇
- ・安全で安心な地域社会を実現するためには、犯罪の未然防止に加え、再犯防止の取組の推進が重要との認識のもと、平成 28 年 12 月に「再犯防止推進法」が施行され、国が策定する再犯防止推進計画を勘案し、地方公共団体においても推進計画を策定することを努力義務化
- ・本道においても再犯者率は 45.5% (令和元年) と高いことから、国や市町村、民間協力者等と連携しながら、再犯防止等の取組を総合的かつ計画的に進めるため道計画を策定

2 計画策定の目的

犯罪や非行をした人等が、社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員として地域に定着できるよう支援する取組を推進することにより、再犯を防止し、道民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指す。

3 計画の性格

- ・再犯防止推進法第 8 条第 1 項に定める地方再犯防止推進計画
- ・北海道総合計画を推進するための施策別計画
- ・北海道 SDGs 推進ビジョンの趣旨を踏まえた取組

4 計画の対象者

犯罪をした人等(再犯防止推進法第 2 条第 1 項に規定する「犯罪をした者等」のことをいい、起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた人、矯正施設(刑務所、少年院等)出所者、非行少年若しくは非行少年であった人を含む。)

5 計画の期間

令和 3 年度から概ね5年間とし、計画期間中であっても必要に応じて見直しを行う。

第2章 再犯を取り巻く状況

1 本道の再犯者等の状況

- ・刑法犯の認知件数:ピーク時の約 3 割(平成 14 年:94,091 件→令和元年:23,607 件)
- ・検挙人員に占める再犯者の割合:平成 25 年:42.1%→令和元年:45.5%

2 国の再犯防止の取組

- ・平成 24 年の「再犯防止に向けた総合対策」の決定
- ・平成 28 年 12 月に「再犯防止推進法」を施行し、平成 29 年 12 月に「再犯防止推進計画」を策定
- ・令和元年 12 月に「再犯防止推進計画加速化プラン」を決定

第 3 章 施策の展開方向

1 基本方針等

- ①犯罪をした人等が立ち直り、社会の一員として地域に定着できるよう、国及び市町村、民間団体などと連携した取組
 - ②国との適切な役割分担を踏まえ、犯罪をした人等に対する切れ目のない指導及び支援
 - ③犯罪をした人等が犯罪被害者の心情を理解することの重要性を踏まえた取組
 - ④再犯防止の取組をわかりやすく広報することなどにより、道民の関心と理解を醸成
- ※基本方針と併せ、6つの重点課題を設定

2 計画指標

	指標名	基準値・基準年	
指標1	刑法犯検挙者中の再犯者数、再犯者率	3,644 人、45.5%	R1
指標2	協力雇用主、実際に雇用している協力雇用主、協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等の数	1,477 社、84 社、120 人	R1
指標3	道内の刑務所を出所した人のうち、出所時に帰住先のない人の数及びその割合	302 人、15.4%	R1
指標4	保護司数及び保護司充足率	3,089 人、86.8%	R2
指標5	「社会を明るくする運動」行事参加人数	116,265 人	R1
指標6	道民意識調査において「犯罪をした人等の立ち直りに協力したいと思う」と答えた人の割合	35.9%	R1

第 4 章 重点課題の具体的な取組

1 就労・住居の確保等

(1) 就労の確保等

- ①就労に向けた相談・支援の充実
 - ・就業や職場定着に向けた支援、生活困窮者や障がい者に対する相談対応など
- ②犯罪をした人等を雇用する企業等の開拓、社会的評価の向上
 - ・協力雇用主制度の周知や協力雇用主の受注機会の増大
- ③関係機関・団体との連携強化

(2) 住居の確保等

- ①公営住宅への入居における配慮
 - ・道営住宅への入居における配慮や公営住宅の取扱についての市町村への周知
- ②新たな住宅セーフティネット制度の活用促進
 - ・住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録促進
- ③支援が必要な人の帰住先の確保
 - ・矯正施設を出所した高齢者や障がいのある人等の帰住先の確保
- ④生活困窮者に対する支援
 - ・生活困窮者に対する相談対応や住居確保給付金の支給、一時生活支援事業などの支援

2 保健医療・福祉サービスの利用の促進等

(1) 高齢者や障がい者等への支援等

- ①保健医療・福祉サービスの提供
 - ・社会福祉施設等に向けた支援や生活困窮者に対する自立支援
- ②関係機関・団体との連携強化

(2) 薬物依存を有する人への支援等

- ①薬物依存に関する治療・支援に繋げる取組
 - ・薬物等依存症のからの回復に向けた支援や関係職員に対する研修の実施
- ②関係機関・団体との連携
- ③薬物事犯者の家族に対する支援
 - ・関係機関等の連携強化や児童生徒に対する普及啓発
- ④民間団体等への支援
 - ・団体が行う講習会等への職員の派遣や自助グループの活動紹介
- ⑤薬物乱用防止に関する広報・啓発

3 学校等と連携した修学支援の実施等

(1) 学校等と連携した修学支援の実施等

- ①児童生徒の非行の未然防止等
 - ・関係機関による児童生徒への啓発や相談対応
- ②学校等と連携した立ち直り支援
 - ・児童自立支援施設における学習指導や少年警察ボランティア等と連携した居場所づくり活動

4 犯罪をした人等の特性に応じた効果的な支援の実施等

(1) 特性に応じた効果的な支援の実施等

- ①性犯罪者に対する指導等
 - ・子どもを対象とする暴力的性犯罪者に対する指導等
- ②暴力団関係者等に対する指導
 - ・離脱希望者に対する就労支援を軸とした離脱支援や離脱者の社会復帰対策の推進
- ③少年・若年に対する指導等
 - ・相談窓口の周知や立ち直り支援のための取組の実施
- ④発達上の課題を有する犯罪をした人等に対する支援等
 - ・関係機関の職員向けの研修の実施等
- ⑤飲酒運転をした人等に対する指導等
 - ・相談対応や保健指導の実施

5 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進等

(1) 民間協力者の活動の促進等

- ①民間ボランティアの確保
 - ・保護司会や更生保護女性会等の活動の周知や人材の確保への協力
- ②民間ボランティア等の活動に対する支援の充実
 - ・更生保護活動に関する広報や少年警察ボランティアを対象とした研修の実施

(2) 広報・啓発活動の推進等

- ①再犯防止に関する広報・啓発活動の推進
 - ・「社会を明るくする運動」による啓発等、関係機関・団体と連携した啓発活動の実施
- ②民間協力者に対する表彰
 - ・功績が顕著な保護司や地域暴力追放団体等の表彰の実施

6 国・市町村・民間団体等との連携強化

(1) 国・市町村・民間団体等との連携強化

- ①連携体制の整備
 - ・北海道再犯防止推進会議の設置
- ②地域の関係機関・団体に対する情報提供等
 - ・市町村等の関係情報の提供や市町村と協働した各種施策の検討・推進

第5章 計画の推進体制

1 推進体制

- ・「北海道再犯防止対策庁内連絡会議」における課題等の検討、関係部局の連携による施策の推進
- ・関係する国の機関や民間団体等で構成する「北海道再犯防止推進会議」における計画の総合的な推進

2 進行管理

- ・毎年度、計画に位置づけた施策の実施状況をとりまとめ、必要に応じて改善を図りながら、効果的・効率的に推進
- ・国の動向や社会状況の変化等を踏まえた施策の展開、必要に応じて国への要望等を実施